

ID: 189

担当部署: 産業観光課

処分の概要	奨励金の交付		
例規名 根拠条項	八頭町企業立地促進条例 第10条		
例規番号	平成19年条例第41号		
<p>【根拠条文】 (奨励金の交付決定) 第10条 町長は、前条の奨励金の交付申請があったときは、その内容を審査し、第3条各号に掲げるすべての要件を満たしていると認めたときは、奨励金の交付決定を行い企業立地促進奨励金交付決定通知書により、当該企業に通知するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日